

秋の賃金アンケート

秋の賃金討議（アンケート）を取り組みます。今月の群会議では配布のみ行い、12月の群会議で回収をお願いします。

アンケート結果は各企業交渉や自治体政策要求に活用される重要なデータとなります。ご協力をお願いします。



年末調整相談会

年末調整相談会を開催します。今年から基礎控除と給与所得控除が改正されており、それに伴い所得金額調整控除が創設されたため提出書類に一部変更があります。

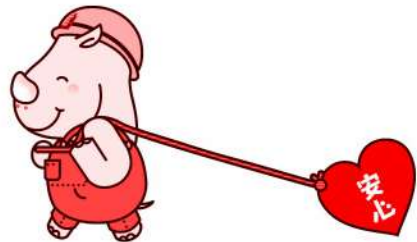
相談を希望される方は事前に**支部事務所へ予約のうえ**ご来所ください。

【日程】2021年
1月 7日（木）、8日（金）
13日（水）、14日（木）
15日（金）、18日（月）
いずれも10時～15時
【会場】支部事務所2階会議室
または1階応接室

どけん火災共済キャンペーン

どけん火災共済に加入している方を対象にカタログギフト等の景品が当たるキャンペーンを実施中です！未加入の方も、ぜひ、この機会に加入をご検討下さい。

詳しくは、今月配布の応募チラシを確認。もしくは下記のQRコードを読み込んでいただき、ネットからの応募も可能です。



事務所の平日休業
◆12月書記局会議 12月2日（水）
◆1月書記局会議 12月25日（金）
終日事務所を閉めさせていただきます。午後からは職員中心に電話対応させていただきます。

無料法律相談
日時：11月25日（水）13時30分～
場所：支部事務所 ※電話で要事前予約です。

本部経営相談
日時：12月22日（火）10時～
1月28日（木）10時～
会場：東京土建本部 ※電話で要事前予約です。

駅頭宣伝行動
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、全て中止
◆消費税込駅宣小平駅 ※中止
◆消費税込駅宣久米川駅 ※中止
◆憲法駅宣小平駅 ※中止

今月の配付資料
分会執行委員会、群会議などコロナ対応が求められる為、引き続き配慮して、最小限にとどめていきます。

◆群会議の話題※本紙 全数
◆小平東村山 全数
◆D.L.I.F.E. 全数
◆秋の賃金討議（アンケート） 全数
◆火災共済キャンペーンチラシ 群5枚
◆いのちと健康を守る国会請願署名 群1枚

10月の取り組み

10月は、コロナ流行により収入減となった仲間への声かけ「秋の仲間まもる月間」を支部・分会一丸となって行動し、国の持続化給付金・家賃支援給付金に加え、どけん国保料の減免のお知らせに取り組みました。

地域の取り組みでは、コロナ対応を取りながら10月28日に東村山地区労大会を開催、1名が参加。10月29日の小平地区労大会には2名参加しました。

また、宮本衆議院議員よりコロナ関連の懇談を申し入れていただき、10月16日に支部四役で対応しました。

支部集団健診は、10月25日に北多摩診療所で開催。141名が受診しました。

群会議の話題

東京土建小平東村山支部 187-0042 小平市仲町381
TEL.042-342-2846 FAX.042-342-2848

再確認を 給付金制度の申請期限迫る！

持続化給付金

【対象】前年同月比の売上が1か月でも半減すれば対象です！
【給付額】個人最大100万円／法人最大200万円を給付。
【申請期限】**2021年1月15日まで**



家賃支援給付金

【対象】駐車場・倉庫なども対象です！
前年同月比の売上が1か月でも半減もしくは、連続した3か月の合計が前年同月比30%減で対象！（5月以降の売上が対象）
【給付額】1か月の支払い賃料の約4か月分を給付。
【申請期限】**2021年1月15日まで**



雇用調整助成金

【対象】対象期間が12月末まで延長
前年同月比の売上5%減少、従業員を休業させて、休業手当を支払った事業所が対象！
【給付額】最大15,000円×休業日数を給付。
【申請期限】**給料の締日の翌日から2か月以内**

土建国保料減免

【対象】前年収入と比べて、今年の収入見込みが30%以上減少する組合員が対象！
※減少率は2面でご確認を！
【給付額】減少に応じて4～8か月分の国保料を還付
【申請期限】**2020年12月23日・15時まで**

支部給付金相談実績

悩まず
組合へ
相談！



- 持続化給付金……225事業者
※支部相談の給付実績2億9千万円を突破！
- 雇用調整助成金…33社
※支部相談の給付実績5千万円を突破！
- 家賃支援給付金…38件
※駐車場の賃料も対象です。お見逃しなく！
- 土建国保料減免…129名
※申請件数上昇中。一度、減少率のご確認を！

東京土建国保の保険料減免

新型コロナウイルスの影響等により、収入が減少した組合員に対して、保険料の減免を行なう制度が創設されています。前年の収入と比べ、今年の**収入見込みが30%以上減少**する組合員の方は保険料が還付されます。**減免月数(最大8か月分)**は収入の減少率に応じて決定します。下記の計算式でご確認の上で、支部事務所まで申請をお願いします。なお、**申請の期限は12月24日(木)**までとなっています。

①2019年の収入	【A】 _____ 円											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
②2020年の収入見込みの計算 ※経過した月のみ	([2~7月から低いふた月を選択⇒] + [8月]) × 6 = 【B】 _____ 円 ([2月以降から低い4か月分を選択⇒] + [3月] + [4月] + [5月]) × 3 = 【B】 _____ 円											
③引き算します	【A】 - 【B】 = 【C】 _____ 円 ※【B】は②の2つの計算のうち、低いほうを使用											
④減少率の計算	$\frac{【C】}{【A】} \times 100 【D】 = \text{ } \%$											
⑤申請に必要なもの	←【D】が30%以上になれば減免申請ができます 1、令和1(2019)年の収入がわかるもの【確定申告書・源泉徴収票など】 2、2020年の収入が確認できる書類【売上台帳・請求書・給与明細など】 3、ゆうちょ銀行の口座記号・番号のわかるもの【通帳・カード】 4、申請する方の印鑑【シャチハタ以外なら何でもOK】											

持続化給付金

家賃支援給付金

土建国保料減免

コロナ関連制度相談会

年末に向かって、ふたたび相談者が増加しており、10月は全日程が定員になりました。ご相談を検討している方は、お早めにご連絡下さい！

- ◆相談日程(夜間開催です)
 - 【ひにち】11月18・25日
 - 12月 8・15・22日
 - 【じかん】18時~の回、19時~の回の予約制

ご相談、ご予約はお早めに!

【内容】持続化給付金・家賃支援給付金・土建国保料の減免(予約の際に希望の相談内容をお伝え下さい。)

- ※全日程、完全予約制 ☎042-342-2846まで
予約がない場合の対応は致しかねますので、ご注意下さい。
且中の相談をご希望の方は、必ずお電話で予約の上、ご来所下さい。
- ◆必要書類など ※必ず予約時にご確認下さい。

お困りの仲間がいたら組合へ

組合では「仲間まもる月間」と称して、困っている仲間の相談業務を強化するなど、救済する取り組みを継続していきます。とりわけ年末にかけて、各種給付金の申請期限が迫っており、制度の周知が急がれます。お困りの仲間を見つけた時には、「組合へ相談してみなよ。」と言かけて下さい。組合未加入の方についても、ご相談に乗らせていただきます。



支部HP随時更新中!

新型コロナ対策をはじめ、様々な組合のメリット・情報を発信しています。いつでもどこでも組合の情報を得ることが可能です。ぜひ、ご覧になって下さい。



新型コロナで労災認定

新型コロナウイルス感染症で東京土建が労災認定を勝ち取りました。認定の特徴は、感染経路が不明でも、働いた現場で複数人の陽性者が発見された場合、認められることです。コロナウイルスは不明な点が多く、後遺症もあると言われています。万が一に備えて、できるだけ感染経路(現場)などを特定する必要があるため、入場した現場などを手帳に記録していくことが大切です。

家族へメッセージキャンペーン

高校生までのお子さんを対象に「家族の似顔絵」や「あまびえの塗り絵」を書いてもらい、コロナに負けず、お仕事を頑張っている家族へメッセージを贈るキャンペーンを開催中です。現在まで51作品の提出がありました。作品はラミネート加工を行い、図書カード(1,000円分)と一緒に返信させていただきます。まだまだ募集していますので、ぜひ作品をお寄せ下さい!(11月末日〆切)。

